

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第10号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和2年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項の事由の欄中「会計年度任用職員」の次に「（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。第9項及び第10項において同じ。）」を加え、同表に次のように加える。

17 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	10日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間
18 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前項、別表第3の第1項、第3項及び第5項の場合を除く。）	一の年度において10日の範囲内で、勤務日の日数に応じて任命権者が定める期間

別表第3の1の項の事由の欄中「必要がある、」の次に「別表第2の第17項に掲げる期間を超えて」を加え、同表の2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から6の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の7の項

の事由の欄中「であって、」の次に「6月以上の任期が定められているもの又は」を加え、「限る。」の次に「次項において同じ。」を加え、同表の7の項を同表の6の項とし、同表の8の項の事由の欄中「（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）」を削り、同表の8の項を同表の7の項とし、同表の9の項の事由の欄（1）を削り、同欄（2）中「引き続き特定職」を「引き続き任命権者を同じくする職」に改め、同欄（2）を同欄（1）とし、同欄（3）を同欄（2）とし、同表の9の項を同表の8の項とし、同表の10の項の事由の欄（1）を削り、同欄（2）を同欄（1）とし、同欄（3）を同欄（2）とし、同表の10の項を同表の9の項とする。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。